

令和８年度「生産段階における"名前のないフードロス"実態把握調査業務」

委託事業 仕様書

農林水産省中国四国農政局

消費・安全部消費生活課

第1条 目的

近年、地政学的リスクの高まりや物価高騰等を背景として、国民の生活・経済状況が不安定化する中、食品アクセス問題は深刻化・広域化している。「食料・農業・農村基本計画」では、国民一人一人の食料安全保障の確保に向け、フードバンク活動団体の食品取扱量の拡大を目標として掲げている。他方、従来フードバンクへの食品寄附の主要な担い手であった食品関連企業では、需要予測の高度化等に伴い余剰食品の発生が減少しており、フードバンクへの寄附量は減少傾向にある。

一方、農業生産段階では、出荷規格外品の廃棄や、外葉除去などの調製作業によるほ場内廃棄など、食品として活用可能な農産物が相当量存在すると考えられる。とりわけ中国・四国地域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県を指す。以下「管内」という。）は、中山間地域・島嶼部など条件不利地域の割合が全国有数であり、小規模多品目生産を主体とする農業者が多い地域的特性を持つ。これらの小規模農業者は廃棄相当量が少量にとどまりロット形成が困難であることから、余剰農産物がそのままほ場に廃棄される傾向が強く、有害鳥獣の誘引にもつながっている。

しかしながら、農業者（供給側）が未利用農産物の提供に踏み切れない理由・障壁の実態については、これまで農林水産省・農政局のいずれにおいても体系的な調査が行われておらず、既存データを活用できる状況にない。

中国四国農政局消費・安全部消費生活課は、以上の政策的背景及び課題を踏まえ、管内の農業者を対象として未利用農産物の発生実態及びフードバンク等が行う食支援への提供に係る意識・意向を調査し、供給側に存在する障壁を明らかにすることにより、未利用農産物を食支援につなげるための政策的基礎資料とするため、本業務を委託するものである。

第2条 業務の内容

受注者は、以下の業務を実施すること。

1 アンケート調査票の企画・設計

補足「表1」に定める事項を基準に、調査票の設計を行う。

なお、調査項目は成案とする前に発注者の承認を得ること。

2 有識者検討会の実施

「表2」に掲げる検討内容の機会ごとに、有識者（「表3」参照）を交えた検討会を開催すること。

- ① 検討会に係る費用（有識者への旅費、謝金等）については、受注者が負担すること。

なお、有識者へ支払う謝金は、農林水産省の「謝金の支払基準」に基づき、以下の単価を見込んでいる。

・ 8,200 円／日額

- ② 検討会に係る事務（日程調整、資料事前配布等）については、受注者の責任において実施すること。

3 アンケート調査の実施・ヒアリングの実施

① 調査対象者数

管内 2 地域 5,000 名程度（1 地域当たり 2,500 名程度）（予算の範囲内で増やすことは可）

② 調査方法

郵送・Web 併用

③ 調査内容

「表 1」の項目のうち、有識者検討会において決定した手法、範囲、対象作物、及び対象者にに基づき、次の 3 点を調査すること。

（ア） 未利用農産物の発生実態の把握

（イ） 未利用農産物を食支援に提供することへの意識・意向調査

（ウ） 既に食品を食支援に提供している農業者 2～3 名から、提供方法等の実態についてヒアリングを実施すること。ただし、ヒアリング項目は事前に発注者の承認を得て実施すること。加えて、アンケート調査結果を補完する目的で、対面による聞き取り調査を 10 件実施すること。なお、ヒアリングにかかる対象者への謝礼金は 3,000 円（税込）/件を見込んでいる。

4 データの分析・考察

① 収集したデータ及び情報を整理・分析し、地域ごとの課題について考察を行うこと。

② アンケート結果を取りまとめ、作業部会（表 4 参照）を適宜開催し、成果の検討を行うこと。また、作業部会で調査の修正意見が付託された場合にあっては、速やかに再調査等を実施すること。（作業部会はオンライン開催を可とする。）

5 報告書等の作成

調査結果の分析・考察及び課題を整理した実績報告書並びに優良事例実態レポート（2～3 例）を作成すること。

（注意） 実績報告書及び成果物の提出は、令和 9 年 3 月 10 日までに行うこと。

【補足】有識者からの指導・助言内容について

業務を履行するうえで、調査の実施方法及び結果の取りまとめ方法等について、発注者が指定する有識者（表 3）から指導・助言を得るものとする。

表 1 有識者検討会において検討すべき主要項目

検討項目	①未利用農産物の発生実態調査に係るもの	②未利用農産物を食支援に提供することへの意識・意向調査に係るもの
調査項目	出荷規格外品・ほ場廃棄品の発生実態（品目・量・時期・処分方法・処分コスト）、放置果樹（柿等）の実態	農産物引き渡しに関する課題・障壁（保管、輸送、鮮度管理、収穫・運搬コスト、責任問題、情報不足等）、フードバンク団体等との連携実績、今後の意向（提供可能な農産物の種類・量・頻度）、放置果樹（柿等）の活用に関する意識（こども食堂等への収穫開放の受容性）
調査手法	郵送・Web	郵送・Web・（ヒアリング）
調査対象範囲	管内から2地域を選定し5,000件程度（1地域2,500件程度）の農業者を調査対象とする。ただし、同一県内は不可とする。 ※主たる作付品目が下記の対象作物であるかどうかは問わない ※大規模農家に偏らないこと 一定数の中小零細農家を含むこと	同左（ただし、既に食支援を実践している農業者へのヒアリングに限り地域は特定しない。）
調査対象作物	指定品目野菜（15品目）、果樹（柿、栗、ユズ、梅、みかん） ※コメを除く	同左

表 2 有識者検討会の開催時期等

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	R8.10.下旬	R8.11.上旬	R9.2.中旬	R9.2.下旬
開催区分	対面	Web	対面	Web
内容	調査票調査項目、調査手法、調査対象範囲、調査対象者の検討	調査票案の決定	調査結果の正当性・評価	調査報告書の決定
所要時間（目安）	2時間程度	1時間程度	2時間程度	1時間程度

表 3 有識者

委員	肩書	役割	備考
A	大学准教授	座長	情報社会学工学博士を想定
B	大学講師	委員	子ども食堂支援センター代表を想定
C	特定 NPO 法人理事長	委員	フードバンク運営者、農学博士を想定
D	農業法人経営者	委員	供給者、経営者を想定

表 4 作業部会

委員	肩書	備考
A	大学准教授	座長兼務、学識経験者
中国四国農政局担当者		発注者

- 作業部会は、調査期間中に適宜開催すること。
- 作業部会では、集まった調査データなどの偏差や質などを協議し、修正が必要な場合は補足調査などを実施するかどうかを決定し、受託者に意見を付託する。

第 3 条 成果物

受注者は、以下の成果物を納品すること。

成果物	形式・規格	部数・数量	納期
報告書（最終版）	Word・PDF、A4 縦版	電子データ各 1 部、印刷製本 2 部（市販のファイル綴じ可）	令和 9 年 3 月 10 日
調査結果・データ・資料一式	Excel・PDF	電子データ各 1 部	
有識者からの意見聴取一式	Word・PDF	電子データ各 1 部	
優良事例実態レポート（2～3 例）	PowerPoint	2～3 例のレポートを一つのファイルとして、電子データ 1 部	
成果物の電子媒体	DVD-R 等、2 部	Microsoft 社 Windows11 で使用できる汎用フォーマットで、発注者の PC で編集可能な形式とすること。 なお、報告書（印刷製本）の巻末に各 1 部ずつ収納すること。	

電子媒体での納入には、CD-R 又は DVD-R を受託者にて用意の上、記録すること。また、納入物のうち、電子データで提出するものについては、必ず事前にウイルス対策を行うこととし、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載した資料を同時に提出すること。な

お、ウイルス対策ソフトは信頼性が高く、かつ、最新のデータに更新したものを
使用すること。

第4条 履行期間

契約締結日から令和9年3月10日まで
スケジュール（目安）

時期	内容
令和8年10月末まで	アンケート内容の設計・有識者検討会の実施
令和8年10月～令和9年2月 中旬まで	アンケート実施 作業部会の開催（適宜）
令和8年12月中旬	中間報告・進捗確認
令和9年2月下旬まで	データの分析・考察 有識者検討会の実施、最終報告書（案）提出
令和9年3月10日	実績報告書提出及び最終成果物納品

第5条 実施体制

1 業務責任者

本業務を統括する業務責任者を1名配置すること。

2 従事者

業務内容に応じた専門知識及び経験を有する者を配置すること。

3 委託事業計画書の提出

受注者は、契約締結後2週間以内に、委託事業計画書を作成し、発注者に提出すること。

なお、委託事業計画書には、以下の事項を記載すること。

- ① 業務の実施方針・実施方法
- ② 業務工程表（スケジュール）
- ③ 業務従事者の氏名・役職・役割・経歴
- ④ 業務従事者ごとの人件費の算定根拠（後記4に定める事項に基づいて作成すること。）

4 人件費の算定及び業務日誌の整備

受注者は、本業務に係る人件費の算定に当たっては、別添1の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日22経第961号、最終改正 令和8年1月19日7予第1942号）の別添に基づき、事業従事者ごとに適正に算定すること。

また、直接作業時間数の算定のため、事業従事者ごとに業務日誌を整備すること。業務日誌の作成・管理に当たっては、以下の事項を遵守すること。

- ① 事業従事者ごとに業務日誌を整備し、当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複がないよう記載すること。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日行うこと。

- ③ 当該委託事業に従事した実績時間及び具体的な従事内容を記載すること。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は除外すること。
- ⑤ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合は、他の事業と当該委託事業の従事状況を区分して記載すること。
- ⑥ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード等帳票類との整合性及び他の事業との重複がないことを確認の上、記名すること。

発注者から業務日誌その他人件費の算定根拠に係る書類の提示を求められた場合は、速やかに応じること。

5 対象経費と経費の考え方および証拠書類の提出

当該委託業務に使用可能な対象経費と経費算出の考え方については、別添2の「主な対象経費」に定める。

なお、完了後に実績報告書と合わせて、証拠書類の例に掲げる書類を提出すること。

※提出書類に不備があった経費については当該経費として認めない。

第6条 再委託

- 1 業務の全部を第三者に再委託することを禁止する。
- 2 業務の一部を再委託する場合は、委託費の限度額に占める再委託の金額の割合が50パーセント以内であることとし、事前に発注者の承認を得ること。ただし、再委託する金額が100万円以下となる軽微な場合は、事前の承認は不要とする。
- 3 再委託先においても、本仕様書に定める条件を遵守させること。

第7条 情報セキュリティ・秘密保持

- 1 本業務で取り扱う情報は、業務目的以外に使用しないこと。
- 2 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- 3 業務終了後は、発注者の指示に従い情報を返却し、又は廃棄すること。
- 4 情報漏えい等が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
- 5 秘密保持義務は契約期間に関わらず継続する。

第8条 知的財産権

- 1 本業務により作成した成果物の著作権その他の知的財産権は、農林水産省中国四国農政局に無償で譲渡するものとする。
- 2 受注者は、発注者の行為について著作者人格権を行使しないこと。
- 3 成果物に第三者の著作物が含まれる場合は、受注者の責任において必要な許諾を得ること。

第9条 検査・検収

- 1 発注者は、実績報告書の受理日から10日以内に検査を行う。

- 2 検査の結果、不備・不足が認められた場合は、受注者は速やかに修正・補完すること。
- 3 検査合格をもって検収完了とし、支払手続を行う。

第10条 納品

成果物は、遅滞なく以下の提出先に納品すること。

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
中国四国農政局
消費・安全部 消費生活課

第11条 その他

- 1 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議の上決定する。
- 2 受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令及び農林水産省の諸規程を遵守しなければならない。

第12条 環境への配慮

- 1 受注者は、本業務の実施において新たな環境負荷を与えないよう配慮するとともに、事業の最終報告時に、別紙による「みどりチェック実施状況報告書」を提出するものとする。
- 2 前項の報告書については、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のいずれかにチェックを付すとともに、次の各号のうち、少なくとも1項目以上について「実施した／努めた」にチェックを付すこと。
 - (ア) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - (イ) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
 - (ウ) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
 - (エ) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

※ 参考

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第5条（事業者及び国民の責務）

「事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。」

【別紙】

みどりチェック実施状況報告書

事業名	生産段階における“名前のないフードロス”実態把握調査業務
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。		
対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。		
農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。		
事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。		
その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。		
事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。		
事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。		
事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。		
夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。		
その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。		
資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。		
事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。		
その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。		
事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。		
従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。		
作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。		
資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。		
作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。		
労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。		
その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()